

正しい処理で、きれいな町を次の世代に

「白鷹町ごみ処理基本計画」の策定について説明を受けた。

現在の計画期間が6年度末で終了したことから、新たに次期の基本計画を策定する。

【計画期間】

令和8年度～17年度
(10年間)

【目的】

ごみの適正処理、排出量抑制、減量化・資源化及び再生利用により、次世代に継承できる良好な環境の保全と持続可能な循環社会の実現を目指すための、方向性を示すもの。

【計画の内容】

- ごみ処理の現状と課題
- ごみ発生量の将来推計と排出抑制の目標
- 排出抑制のための方策
- 適正処理の推進のための具体的な計画

【今後の進め方】

- 9月 策定の中間報告
- 12月 計画最終案の説明
パブリックコメント
- 3月 計画の決定
広報等で計画を周知

質疑

目標値の設定

委員 目標値の設定は、今後の排出量などを想定したうえでの設定となるのか。

計画内容の新たな点

当局 これまでの既存目標なども検討しながら、新たな目標を設定する。

委員 数値目標以外で、考え方が大きく変わる点はあるか。

町長 他市町での取り組みもあるが、生ごみをエネルギーに変えるなど新たな可能性も考えられる。



いつもありがとうございます

犯罪による被害者等、町全体で支える

「白鷹町犯罪被害者等支援条例」の制定について説明を受けた。

犯罪被害者等は、経済的に困窮し、精神的な苦痛に耐える生活を強いられる場合が少なくない。条例を制定し、被害者等を支えるまちづくりを推進していく。

【条例制定の目的】

○町の基本的な方向性を示す。

○役割を明確化し、町全体で被害者等を支える地域社会を形成する。

○生活維持に向け負担の軽減を図る。

【具体的な支援内容】

- 相談窓口の設置
- 国・県による支援のほか、町要綱に基づき見舞金を支給

【今後の進め方】

- 7月 パブリックコメント
- 9月 常任協議会で説明
定例会に上程
- 10月1日 施行

質疑

被害相談と見舞金

委員 6年度から見舞金を予算化しているが、被害相談と見舞金支給の実績は。

当局 相談は犯罪に限らず随時受け付けており、内容により各関係機関につなげている。6年度は見舞金の支給はなかった。

町独自の支援は

委員 先進事例なども参考に進めることになると思うが、町独自の支援などの考えはあるか。

町長 全国的な取り組みであるため、町独自の思いを反映させるのは難しいと考える。



その他

- 第6次白鷹町総合計画の成果目標に対する進捗状況について
- 第7次白鷹町行政改革大綱策定に向けた取り組みについて
- など、説明があった。